

令和6年 3月28日

令和5年度定期監査の結果について

串本町監査委員 中 道 眞 吾

串本町監査委員 長 脊 守



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

## 令和5年度定期監査結果報告書

### 1 監査の実施年月日および監査対象

令和6年2月14日	議会事務局、建設課、産業課、税務課、こども未来課、住民課、福祉課
令和6年2月15日	企画課、教育課、水道課、総務課、消防署、くしもと町立病院
令和6年2月16日	出雲小学校、西向消防分団第1部(原町)、西向中学校、串本中学校、西向消防分団第4部(岩渕)、串本消防分団第5部(出雲)、潮岬こども園

### 2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出し訪問、備品管理状況の確認を行った。

病 院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、備品台帳、切手受払簿

### 3 監査の結果

所管課からの聞き取り、帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、減額補正や次年度に繰り越す工事等の諸手続きを含め、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

本年度は、事務処理上の軽易な事項以外に指摘事項は無かった。なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。